

住友商事株式会社「(仮称)能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年1月14日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、住友商事株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県能代市、山本郡三種町及び男鹿市の沖合
原動力の種類：風力(海上)
出力：最大540,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和元年7月9日
環境大臣意見受理	令和元年9月20日
経済産業大臣意見発出	令和元年9月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年7月21日
住民意見の概要等受理	令和2年10月2日
秋田県知事意見受理	令和2年12月2日
経済産業大臣勧告発出	令和3年1月14日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

住友商事株式会社「(仮称)能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

1. 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地である小友沼や八郎潟干拓地の西方に位置しており、渡りの時期等における主要な移動経路となっている可能性がある。
このため、専門家等の助言を踏まえ、当該区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等により、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域周辺に位置する男鹿半島には、県指定の天然記念物である「男鹿のコウモリ生息地」が存在し、実施区域の上空が貴重なコウモリ類の移動経路となっている可能性があることから、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点の追加や見直し等を検討することにより、コウモリ類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ稚仔の生育場となっているほか、溯河性魚類であるサクラマス等の回遊経路となっている。また、対象事業実施区域周辺の海域の一部には藻場が存在しており、ハタハタの産卵場となっていることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。
このため、本事業の実施による魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、ハタハタ及びサクラマス等の魚種を選定し、可能な限り生息状況を把握した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)